

平成26年12月16日

広島市議会議長

碓井法明様

提出者

広島市議会議員

児玉光禎 谷口 修

藤田博之

松井一實広島市長の辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

松井一實広島市長の辞職勧告決議案

本年8月19日夜半から翌20日未明にかけて、広島市安佐南区及び安佐北区を中心とした未曾有の大災害が発生し、豪雨や土石流とはいえ、74名の死者とお母さんのお腹の中ですくすくと育っていた「もみじ」君の命も失われた。

御家族や関係者の深い悲しみを思うとき、とても気の毒な気持ちで一杯である。一方、市長は災害対策基本法第5条第2項に定められた責務として、市民の生命、身体及び財産を保護しなくてはならないと定められているにもかかわらず、市長公舎自宅であろうその時間帯に寝たり休んだりしていたという信じられないような事実が明らかとなった。

午前3時20分頃から同時多発的に大規模な土石流が発生した。安佐南区山本地区においては2歳と11歳の子供が、安佐北区可部地区では救助しようとした消防職員が抱きかかえた3歳の子供とともに、土石流に飲み込まれて死亡した。午前7時30分頃までに道路冠水、床上浸水等豪雨に関する市民からの通報が約400件に及び、そして38件の救助出動があるなど、正に市民の生命、身体及び財産が危機に直面する緊急事態であった。ところが松井市長は、そのような状況下であるにもかかわらず、市長公舎に在宅し、災害対策本部に登庁したのは午前7時頃である。

地方自治体の長として、何より電話指示で済むような事案でないことは火を見るより明らかで、対策本部が設置された場合は直ちに参集し任務を遂行することになっているのである。

多くの市民は、無残にも最愛の家族と貴重な財産を失ってしまったのである。

市長としての責任が果たされていれば、少なくともこれほどの人的被害には至らなかったのではないかとさえ考えられる。

市長の危機管理意識の欠如であり、同時に使命感、責任感の欠如である。

市行政に対する市民の信頼を著しく失う結果を招いたのは事実である。

以上により、松井一實氏は広島市長職にとどまるにはふさわしくないことは明白である。

よって、本市議会は、松井一實広島市長に対して、市長を辞職されることを勧告する。

以上、決議する。

平成26年12月 日
広島市議会